

不妊でお悩みの方へ 特定不妊治療の一部を 助成します

塩竈市では、赤ちゃんが欲しいけれどもなかなか授からないご夫婦の方々に対し、特定不妊治療費の助成を行います。



平成 28 年 4 月から
スタート！

○ 対象者 (下記の①～⑤全てに該当する方)

- ① 宮城県が指定する医療機関で特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受け「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業※」の助成決定を受けたご夫婦
※「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業」で 1 回の治療につき 15 万円（初回のみ 30 万円）まで助成されます。詳細については塩釜保健所（TEL363-5507）にお問合せください。
- ② 治療期間および助成申請日において、夫婦または夫婦の一方が市内に住所を有する方
- ③ 平成 28 年 4 月 1 日以後に特定不妊治療を終えている方
- ④ 治療開始時の妻の年齢が 43 歳未満
- ⑤ 夫婦の前年分の所得の合計が 730 万円未満

○ 助成内容

例えば…

- 助成額 治療 1 回あたり 10 万円が上限
※一部の治療については 5 万円が上限
- 助成回数 初めて助成を受ける時の治療開始時の妻の年齢により異なります
 - ・満 40 歳未満（6 回まで）
 - ・満 40 歳以上 43 歳未満（3 回まで）

初回の治療費が 40 万円の場合
(県からの補助) 30 万円
(市からの補助) 10 万円
(自己負担額) 0 円
※治療費は医療機関により異なります。

○ 申請方法

治療後に領収書（写）、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けたことを証明できる書類、通帳、印鑑をお持ちの上、下記の窓口に申請してください。

申請期限：1 回の治療が終了した日の属する年度の末日（3 月 31 日）までに申請してください。

助成申請窓口 塩竈市保健センター TEL022-364-4786

申請方法、条件など詳細については市保健センターにお問い合わせください。

不妊に関する悩み等の相談

不妊・不育専門相談センター
TEL022-728-5225 (東北大大学病院内)
毎週 木曜日の 15:00～17:00
※年末年始、祝日を除く
面接相談も電話予約の上、応じます